

議案第13号

かすみがうら市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年かすみがうら市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）」を、「卒業した後」の次に「(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)」を加え、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第4条第2号中「卒業した後」の次に「(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)」を、同条第4号中「学科目を修めて卒業

した後」の次に「(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。